

立川市学校給食運営審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

立川市学校給食運営審議会の委員数を変更するため。

立川市学校給食運営審議会条例の一部を改正する条例

立川市学校給食運営審議会条例（昭和50年立川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（組織） 第2条 審議会は、委員<u>17人</u>以内をもって組織する。 （委員） 第3条 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。 （1）及び（2） ……略…… （3） 市立学校長のうちから委員会が任命する者 <u>3人</u>以内 （4）～（6） ……略…… 2 ……略……	（組織） 第2条 審議会は、委員<u>18人</u>以内をもって組織する。 （委員） 第3条 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。 （1）及び（2） ……略…… （3） 市立学校長のうちから委員会が任命する者 <u>6人</u>以内 （4）～（6） ……略…… 2 ……略……

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。